

令和3年3月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和3年3月総会

萩市農業委員会総会議事録

3月4日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
議案第15号 萩市農業委員会規則の一部改正について
議案第16号 萩市農地台帳点検等実施規程の制定について
議案第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第18号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 佐伯泰資 | 2番 品川民雄 |
| 3番 吉村剛 | 欠席 守永正範 |
| 5番 原田知美 | 6番 田村廣 |
| 7番 小野村壽美夫 | 8番 烏田茂夫 |
| 9番 矢次利典 | 10番 岡崎弘明 |
| 11番 藤田芳昭 | 12席 中村博和 |
| 13番 原川久美子 | 14番 松田由美子 |
| 15番 長富繁美 | 16番 鈴川肇 |
| 17番 尾木武夫 | 18番 片岡兼雄 |

○議事録署名委員

- 5番 原田知美 14番 松田由美子

○議事

事務局長 只今から、令和3年3月萩市農業委員会総会を開催いたします。
農業委員会委員18名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議

事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番 原田委員、14番 松田委員にお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第12号第1項について説明いたします。議案は2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積2,830㎡で、田の面積が2,830㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は46,283㎡です。権利の種類は、所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、相続により農地を取得したが、市外に居住しており維持管理が難しいこと、耕作が困難なことから、申請地を譲り渡すことを考えておられ、譲受人の●●●さんに打診したところ、耕作地の近隣であることから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、●●●歳で、田が約4町6反、畑が約5畝のあわせて、約4町6反の農業経営に従事されており、主に水稻栽培をされています。年間農作業従事日数は、ご本人が200日、奥さんが30日、息子さんが90日となっています。

次に場所ですが、現地については、2月22日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から北東に約1kmの地点にあり、着色した箇所となります。●●●さんの自宅からは、0.2kmです。

場所ですが、県道●●●沿いで、カントリーエレベータの近く、基盤整備された地区の一角でございます。

営農計画ですが、権利取得後は野菜、水稻を栽培されます。作物は、主にJAに出荷されます。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、草刈機1台、コンバイン1台、乾燥調製機械1式、軽トラック1台を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 この件につきまして、2月22日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと、事務局、それから●●●さんご本人とで現地確認をいたしました。事務局からの説明があったように、●●●さんが相続を受けられたのですが、農業に従事していないということで、誰かに作っていただきたいということで、探していたところ、●●●さんが家の裏の田んぼということで、それを引き続き耕作されるということです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。議案は2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積468㎡、外3筆で、田の面積が2,618㎡、畑の面積が232㎡、合計2,850㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。

この土地につきましては空き家に附属する農地の指定をうけていますので下限面積1アールの適用を受けます。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんが県外在住で、維持、管理が難しいことから、売却を検討されており、空き家バンクを利用して、家を売却されるにあたり、農地もあわせて移転する方向で考えられており、譲受人の●●●さんは、今回、家屋と合わせて、農地も求める意向であることから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、●●●で●●●経営をされています。●●●在住ですが、現在、取得した住宅を改修中で、ご実家が、取得予定地のすぐ近くでもあり、頻繁に行き来されています。月1回は帰ってこられているということです。

年間農作業従事日数は、ご本人が30日程度となりますが、移住後は、もう少し増える予定です。

次に場所ですが、現地については、2月10日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から、北西へ約0.5kmの地点にあり、着色した箇所となります。

これが●●●から●●●に向かっていく旧道でございます。●●●がここにあつて、買われる空き家はここでございます、改修中の家屋からは、数百mのここでございます。

営農計画ですが、取得後は水稲、果樹を栽培される予定です。
農機具の保有状況は、耕運機械等を、実家から借りられる予定です。

しばらくの間、遠方からの通作となりますが、実家からの手助けも期待されることから、なんとか耕作できるものと思われます。秋ごろには改修が終わったら移住をされる予定です。

以上農地法第3条2項各号には、該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 それではこの件につきまして、補足説明させていただきます。重複いたしますが、2月10日に●●●委員、●●●推進委員、事務局2名とで現地確認いたしました。まず、譲受人の●●●さんですが、今家族と一緒に●●●で●●●を営まれています。前に自宅近くに帰って、農地を所有して農業を営みたいという計画があったようです。譲渡人の●●●さんですが、●●●の方に出られて仕事をされていたのですが、退職後に自宅に帰って農地を管理されておられたのですが、病気で亡くなられて、その後、近所の身内の方が引き続いて管理されていたのですが、その方も病気で亡くなられて、管理をする者がいないからということで、空き家バンクに登録をされました。それを●●●さんの方に情報が入りまして、農業をやりたいということで、実家の近くでもあります。申請地は●●●さんの実家から100mもない、すぐ近くです。●●●さん宅は子供さんが2人おられますが両方出ておられますので、1人が帰ってくると、後継者になれる可能性もあると大変喜んでおられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 丁寧な説明ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。議案は2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積73㎡、外2筆で、田の面積が822㎡、畑の面積が73㎡、合計895㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんです、耕作面積は13,805㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんが、維持管理が難しいことから、●●●さんに相談されて、●●●さんも家の近くで荒廃しても困ることから、合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、田が約1町3反、畑が約1反のあわせて、約1町4反の農業経営に従事されおり、主に水稻栽培されています。年間農作業従事日数は、ご本人が200日、奥さんが200日、息子さんが200日となっています。

次に場所ですが、現地については2月22日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から、北西へ約2.5kmの地点にあり、着色した箇所となります。位置的には●●●から移動して、地図上では●●●の手前になります。●●●さんの家がすぐ近くでこちらになります。荒廃しても困るということで引き受けられたようでございます。

営農計画ですが、取得後は水稻、野菜、果樹などを栽培される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、草刈機1台、

コンバイン1台、乾燥調製機械1式、軽トラック1台を保有されています。

以上農地法第3条2項各号には、該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 補足説明をいたします。先月の22日に●●●委員、●●●推進委員、事務局2名と現地を確認いたしました。只今、事務局から説明があったとおりですが、譲渡人の●●●さんは●●●のかたわら、兼業農家で農業をやっておられたのですが、3年前に長期入院をされまして、退院後に農業に復帰、●●●も復帰されていたのですが、体調が十分に回復しないということで、●●●も辞め、農業の方も譲受人の●●●さんに手助けをしてもらいながら農業を続けておられたのですが、体調の回復が見込めないということで、●●●さんに耕作してくれないかと贈与の申し出をされたようです。一方、譲受人の●●●さんは、この地区はほ場整備をしていない、耕作条件の悪いところでもありますから、近所でもありますし、自分が耕作しないと、耕作する者もない、有害鳥獣の被害も出てくるなどの、悪い面も出てくるということで、●●●さんが受けることにしたということですから、是非、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。議案は3ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積172㎡、外7筆で、田の面積が9,301㎡、畑の面積が189㎡、合計9,490㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんです。耕作面積は0㎡ですが、今回、13,075㎡の取得予定です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で維持管理が難しいこと、現在施設に入っておられるようですが、後継者もないことから、空き家バンクを利用して、家を売却されるにあたり、農地もあわせて移転する方向で考えられており、譲受人の●●●さんは、今回、家屋と合わせて、農地も求める意向であることから、合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、●●●で●●●の自営業をされています。

年間農作業従事日数は、ご本人さん150日、奥さん150日となりますが、●●●の組合員さんになられるということで、譲渡人の●●●さんが、法人に預けられていた土地を譲り受け、組合員として、特例により引き続き法人に預けるかたちとなります。

次に場所ですが、現地については、2月22日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から、南西へ約7.5kmの地点にあり、着色した箇所となります。購入される家屋からは数百mです。

●●●からずっと●●●といいますか、●●●の方に抜ける●●●でございますが、●●●で●●●という大きな鳥居の神社がこの辺りにございます。それからこれを行ったら、●●●の山頂に行く道がありますが、この辺りでございます。●●●ということで、空き家バンクに登録されている補助事業がこちらでございますが、ここを買われるということで、それとあわせて農地も取得するというので、今回申請が出ております。この大きな田んぼですが、今、●●●が作っておられます。それを購入して引き続き●●●に預け

られるということでございます。

営農計画ですが、取得後は水稻、野菜を栽培される予定です。

農機具は、法人の協力を得ながら、必要なものは購入予定です。

以上農地法第3条2項各号には、該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 引き続き、私だけが説明するようになりまして恐縮ですが、聞いて下さい。先月の22日に●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員、事務局2名で現地の確認をいたしました。事務局から説明があったとおりですが、まず譲渡人の●●●さんですが、5、6年前に高齢ではありますが体調を崩されて、●●●の●●●に入所なさっておられるようです。農業を続けることが出来ない状況でもありますし、後継者がいないということで、今農地の方は、農業法人に預けておられます。譲受人の●●●さんですが、今、奥さんの父親が、●●●の入口に商店街がありますが、そこで●●●、あるいは●●●を併用なさっているようです。その手伝いをされているようでございます。そういったことで農地を譲り渡したいという話がありましたので、これを受けて農業をやりたい、父親が経営している●●●で、自分で作った食料等を使いながら、農業も勉強しながら、食堂の方をやっていきたいということのようであります。申請の許可が出れば、●●●さんの住宅の方も整備をして住み続けるということで、準備もなさっているようです。申請地の●●●地区から●●●までは、●●●の整備もされておりますし、先ほど事務局からも申しましたように、20分か30分で通勤出来るくらいの距離でございます。大変結構なことではないかと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第13号第1項について説明いたします。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月25日、●●●委員さん、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、●●●から北東へ約800mに位置する、公共投資の対象となっていない第2種農地です。●●●、地目は登記現況ともに田、面積1,807㎡のうち19.41㎡を転用します。転用者は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、こちら黒い線で囲まれているところが、一筆で、その内の一部分を転用するかたちになっています。こちらに●●●の●●●がございまして、ここに●●●の●●●が通っております。こちらの方に進んでいくと●●●がございまして。

転用目的ですが、転用者が自己所有の農地の一部に石碑と石碑までの進入路を建設するもので適当です。こちら側に石碑を立てて、そこまでの進入路をコンクリートでしております。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は畑、東側西側は田、南側は宅地に接しています。こちら転用部分は申請者の所有の田に囲まれているため適当です。

(スクリーンに配置図を表示)

次に用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、整地のみ行います。土砂等の流出のおそれはなく適当です。以上ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 2月25日に事務局2名と、●●●さんとで現地を確認してまいりました。今の事務局の説明に付け足すことはありません。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

議 長 はい。●●●委員。

第 5 番 石碑とは何ですか。

第 3 番 お答えします。石碑となっておりますが、これは墓地になります。実際には、墓地には埋葬法というのがありまして、知事の許可を受けた場所以外に、墓地を建てることは出来ません。ただですね、罰則規程というのは昭和23年の法律でありまして、違反者には千円の過料という罰則しかございません。墓屋さんもよく知っておられて、これをやるには百数十万円のお金がかかるということで、これから先もこういった問題が出てくると、非常に農業委員会としては大変なことでございます。罰則もありますので。高齢者になってくると、どうしても墓に行くのが大変なので、近くに降ろすという事例が数件、私の耳に入ってきたことが過去にありました。こういうことを防ぐには、違法であるという認識がないというのが一番問題で、どうにかして啓発活動をしていかんと、また出てくるんじゃないかという懸念がございます。例えば市報などに掲載するなど必要になってくるかと思えます。以上です。

第 5 番 かつて●●●地域の農業委員会の時に、基盤整備の中に建てるという方がいらっしゃいまして、農業委員会でとりあえず人目のつかないところ、木の影とかに建ててくれということで、了解してもらったことがありました。住宅地などで、墓を確認したり、気にする人もいらっしゃるので、そういう場合は、近所の方にお伺いをたてるなど、了解を得ないといけないと思います。

議 長 大変難しい問題です。私の近くでもよくあります。日頃の付き合いの中で、ここはいけんでと言われないと、それとまだ悪いのが、それを建てられた方が亡くなられて、若い者が墓参りもしないという状態になって、いわゆる墓じまいという風な状況になるのだと思いますよ。これは地元だけや、農業委員会だけで解決できる問題ではありません。●●●委員が提案されたように、行政などがしっかりやってもらわないと、それこそ近所の仲間同士の仲まで悪くなると私は思います。

ほかにございませんか。

それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは第2項について説明いたします。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月22日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約800mに位置する、公共投資の対象となっていない第2種農地です。●●●、地目は登記現況ともに田、面積1,675㎡のうち510.98㎡を転用します。転用者は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、ここに県道●●●が通っておりまして、こちらに行くと●●●の方に抜けるようになります。こちらに●●●がありまして、この道をもう少し向こうに行くと●●●の●●●が

ございます。申請地がこちら黒い部分で囲まれた部分が一筆になるのですが、その内この部分を転用いたします。

転用目的ですが、転用者が自己所有の農地の一部を、農家住宅と駐車場に転用するもので適当です。このようなかたちで、住宅と車を止めるための駐車場を作ります。

(スクリーンに分間図を表示)

続いて、隣接農地の関係ですが、申請地は、北側は宅地、東側は道路、西側、南側は田に接しています。田は申請者の所有であるため適当です。

(スクリーンに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は、敷地内に既存の溜枡、雨水排水枡があり、これを利用して南側農業用排水路へ接続します。ここに排水枡がございまして、こちら側にある農業用排水路へ排水をします。汚水は、東側市道内のこちらの方の公共下水道に接続させるため、適当です。

最後に被害防除計画ですが、1. 5 mの盛土を行い造成します。隣接農地との法面にはモルタルを吹き付けて保護します。土砂等の流出のおそれはなく適当です。最後に敷地面積1,000㎡以内になっているので、面積も適当です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 9 番 2月25日に、事務局3名、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員、私の7名と司法書士さんと●●●さん立会いのもと、現場確認をいたしました。詳細については今、事務局から説明があったとおりでございます。●●●さんは地元の農業法人に勤めながら農業をされている青年でございます。これからの●●●の農業を担っていく人だと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。

集積計画の作成について、基盤強化法第18条第1項の規定により、同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとされています。これについて市からの諮問がありましたのでご審議いただきます。

それでは、お手元にお配りしています、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和3年4月1日現在）の資料をご覧ください。1枚紙です。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

以下、一番下の合計の欄を読みあげていきます。

左から、件数が7件、筆数10筆、田の面積が 1,499㎡、合計11,807㎡となっております。

この農地中間管理事業は、都道府県ごとに設置される農地中間管理機構が農地を借り受け、借受農家に農地中間管理機構が決定した「農用地利用配分計画」を県知事が公告することによって貸借関係が発生します。

内容が記載されております。右端の備考のところを受け手の名前を記載しております。今回は、3つの法人と1人の個人が受け手となっております。

続きまして、お手元にお配りしています厚い資料の利用権設定状況（令和3年4月1日現在）の資料をご覧ください。

新規設定するものは、耕作者の変更や、新たに利用権を結ばれる

ものになります。合計欄を読み上げます。件数が60件、筆数126筆、田の面積が171,390㎡、畑の面積が878㎡です。

令和3年3月31日に期間満了し、引き続き更新するものの件数が201件、筆数515筆、田の面積が805,886㎡、畑の面積が15,312㎡です。

4月1日から利用権設定されるものの合計は、件数が261件、筆数641筆、田の面積が977,276㎡、畑の面積が16,190㎡、合計で993,466㎡です。

以上、このたびの集積計画案において、受け手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。

議案第14号の説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので採決いたします。議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第15号「萩市農業委員会規則の一部改正について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第15号、萩市農業委員会規則の一部改正についてご説明します。議案書は8ページをご覧ください。

8ページは新旧対照表となっております。規則第6条の身分を示す証票について、8ページ右側が改正前、左側が改正後となります。

9ページから10ページが改正後の萩市農業委員会規則です。別記様式(第6条関係)を、10ページのとおり改正するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、採決いたします。議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第16号「萩市農地台帳点検等実施規程の制定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第16号、萩市農地台帳点検等実施規程の制定についてご説明します。12ページをご覧ください。

この規程は、萩市農業委員会が、農地台帳の適時、適切な情報の更新を図るために定めるものであり、本委員会の法令業務の適切かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的としております。

農地法の改正により、農地台帳の整備が法定化され、電子データで管理するよう規定されました。その後、平成26年7月2日付けで全国農業会議所より「農地台帳の整備項目及び台帳システムの改修について」の通知が発せられています。それに従って、正確なデータを整備するため、また、平成21年に制定した萩市農地基本台帳点検等実施規程では農地情報のインターネットでの公表等、対応できていない部分があるため、このたび新たに制定するものです。

農地台帳の点検は、固定資産税課税台帳及び住民基本台帳との照合によって実施します。また、所有権の移転など農地台帳の補正をする必要が生じたときには、随時農地台帳に反映します。

農地台帳に記載の内容の公表については、農地法第52条の3に基づき、インターネット及び農業委員会の窓口で公表することとなっています。これは、高齢化等による耕作放棄を未然に防止するため、また農地の流動化を図り担い手に農地を集積するためのものです。

インターネットでは、全国農業会議所が整備したシステムを利用して、農地に関する情報のうち個人情報を除いた部分、賃借権の設定情報、賃借の意向について公表します。また、窓口では、15ページ別記第2号様式及び16ページの別記第3号様式に記載の内容

について公表します。

第14条の手数料については、閲覧のみの場合は無料とし、農地台帳記録事項要約書を交付する場合には、実費を徴収します。

第15条には、農地中間管理機構に対して情報提供する場合についてのことを記載しております。

なお、本規定の制定に伴い、平成21年に制定した、萩市農地基本台帳点検等実施規程は廃止とします。以上です。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、採決いたします。議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。1項から9項まで一括して事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明します。

第1項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,939㎡、外1筆、田の面積が、3,043㎡、賃借人は●●●の●●●さん、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は、次の方を探していますが、いまのところ●●●さんが保全管理されます。

第2項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積833㎡、外3筆、現況、田の面積が5,760㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の借り手と利用権設定されます。

第3項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,

844㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の借り手と利用権設定されます。

第4項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,168㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の借り手と利用権設定されます。

第5項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積2,830㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は3条申請により、賃借人が取得されます。

第6項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,296㎡ほか3筆、合計の面積、7,215㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の借り手と利用権設定されます。

第7項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,244㎡、外2筆、合計の面積、4,774㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の借り手と利用権設定されます。

第8項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,182㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の借り手と利用権設定されます。

第9項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,380㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の借り手と利用権設定されます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

第 5 番 (●●●委員が挙手)

議 長 はい。●●●委員。

第 5 番 事務局の説明で間違えたところで、最後の第9項ですが、賃借人は●●●さんではなく、●●●さんです。訂正いたします。それと賃貸人の●●●さんの名前はわたしも読み方がよくわかりません。申し訳ありません。今度聞いておきます。

事務局 申し訳ございませんでした。

議長 今回は多かったですね。●●●が3件出ておりますが、利用権設定される人は決まっているのですか。

事務局 今回の集積計画で、●●●さんが次の方を紹介してというか、一応話についてはついています。

議長 話についてはついているのですね。はい。

事務局 今回の●●●さんが返された農地については、今日集積計画の議案で出しておりますが、これの●●●の新規の1ページ目、一番下の●●●さん、2ページ目にも●●●さんが新規の利用権設定をしております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。発言がある方挙手をお願いします。

特に発言がないようですので、以上で議案第17号の報告は終了します。

(報告事案-2)

議長 議案第18号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は第1項から2項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第18号第1項を説明します。議案は21ページです。差し替えの議案になります。

(スクリーンに位置図を表示)

まず第1項ですが、2月19日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は●●●から西へ約700m、●●●、登記地目は畑、面積1.03㎡外1筆、合計で389.03㎡です。所有者は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、ここに●●●がありまして、●●●がここにあります。この道が●●●に行く比較的新しく出来た道になりまして、現地がこちらになります。ちょっと見えにくいですが、上の方

に1.3㎡の土地と残りの1筆がございます。申立によると、申請地には平成10年に登記された居宅・倉庫が建っていましたが、山口県の道路買収により一部を取り壊し、現在は建物（茶室）とその庭が残っているとのことでした。先ほど申し上げた新しい道を作るのに、買収されて一部残っているという状況です。

本調査によると、●●●には木造の建物が建っており、●●●には砂利が敷かれ、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項についてご説明します。

2月26日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は●●●から南東へ約3km、●●●、登記地目は田、面積168㎡外4筆、合計で5,233㎡です。所有者は●●●の●●●さんです。

申請地の場所は、こちらに●●●がありまして、その付近の農地となっております。申立によると、本申請地は20年位前より耕作を行っておらず、雑草や灌木が生い茂り、また、樹齢30年以上の杉が育ち、現在に至っているとのことでした。

本調査によると、申請地には雑木や杉が生え、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案18号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和3年3月4日

萩市農業委員会会長

片岡 兼雄

委員

原田 知子

委員

松田 由美子